



千代田町三世代ぬくもり家族 住宅取得等応援事業のご案内



親世帯と子世帯が、お互いを支援しあうために町内で同居し、住宅の新築・購入や増改築をした場合に、その費用の一部を補助します。

補助金額

1 戸あたり **最大 25 万円** を上限として補助します。

※交付対象費用の 1% (千円未満切り捨て) を補助します。町外事業者の場合、上限額 20 万円、町内事業者の場合は、上限額 20 万円 + 町商工会商品券 5 万円分の上限額 25 万円とします。

交付対象者

- 新たに親世帯と子世帯が町内で同居することにより、三世代以上の家族となっており、子世帯は孫（出産予定の子を含む）と同居していること。
- 親世帯・子世帯とも千代田町の住民登録をしていること。
- 申請日において、住宅の新築・購入・増改築工事の契約と支払いが完了していること。
- 同居する住宅が生活の本拠地であり、補助金交付後、5 年以上継続しお互いを支えあい同居を行うことが見込めるものであること。
- 申請日において、交付対象世帯員のいずれもが他制度による公的住宅扶助を受けていないこと。
- 交付対象世帯員が、町民税等（保育料・給食費を含む）の滞納がないこと。

住宅の要件

- 申請する住宅は、申請者自らが居住する住宅で、親世帯または子世帯の世帯員の所有であり、登記が済んでいること。
- 平成 28 年 1 月 2 日以降に、町内で住宅の新築・購入・増改築工事を行っていること。
- 増改築工事の場合は、費用が 500 万円以上であり、親世帯と子世帯の同居であること。
- 親世帯のための専用居室が 1 室以上あること。
- 建築基準法やその他の関係法令の基準に適合した住宅であること。
- 申請した住宅は、以前にこの補助金を受けていないこと。

※対象者および住宅要件の詳細な内容は、補助金交付要綱をご覧ください。
※新築・中古住宅も対象となります。

申請方法

- 申請される前に、この補助金の要件に該当するかどうかを、確認をしてください。申請時点で要件を全て満たしていない場合、受付できません。
- 指定された申請書に、必要な書類を添付し、役場総務課企画調整係へ提出してください。
- 受付は、執務時間内（土・日・祝日および12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで）にお願いします。
- 提出時に必要書類がそろっていない場合は、受付できませんのでご注意ください。また、記入漏れにも注意してください。

申請時必要書類

- ① 誓約書及び同意書
- ② 世帯調査票
- ③ 交付対象世帯員全員の住民票の写し
- ④ 交付対象世帯員全員の続柄が確認できる書類（戸籍の全部事項証明書等）
- ⑤ 建物の登記事項証明書の写し
- ⑥ 同居をするための住宅の新築、購入及び増改築工事に要した費用が確認できる書類として、契約書及び領収書の写し（契約内容・内訳の確認のため原本を持参してください）
- ⑦ 同居をすることとなった住宅の位置図、建物写真、建物配置図及び建物平面図
- ⑧ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ⑨ 交付対象世帯員全員の納税証明書（前年分の課税所得のない学生は、学生証の写し又は在学証明書を添付。中学生以下は添付不要）
- ⑩ 母子健康手帳の写し（出産予定の方がいる場合のみ必要）
- ⑪ その他町長が必要と認める書類等

手続きの流れ

- ① 申請
必要書類を添えて、総務課企画調整係に提出。（予算の範囲内で先着順となります。）
- ② 審査・調査
提出いただいた書類を審査します。追加で書類を提出いただく場合があります。
- ③ 交付決定
審査後、交付決定の通知をします。要件に不備がある場合、不交付となります。
- ④ 請求
交付決定通知が到着後、速やかに請求していただきます。
- ⑤ 補助金の交付

その他住宅関連の町助成金

- ・浄化槽設置整備事業費補助金
 - ・住宅用太陽光発電システム設置補助金
 - ・太陽熱利用温水器等設置費補助金
 - ・公共下水道接続促進補助金（H28年度中）
- 問合せ先 環境保健課 ☎0276-86-5411